



国自安第234号の2  
国自旅第301号の2  
国自整第320号の2  
平成31年3月28日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省  
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長



自 動 車 局 旅 客 課 長



自 動 車 局 整 備 課 長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで別紙の新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会（貴連合会）においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。